

平成 29 年第 3 回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番 号	件 名	頁
5 号	森林・林業政策の財源確保を求める意見書案	1
6 号	地方財政の充実・強化を求める意見書案	3
7 号	米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書案	5

議員提出議案 第5号

森林・林業政策の財源確保を求める意見書案

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	財務大臣
農林水産大臣	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月27日提出

提出者	都城市議会議員	<u>中田 悟</u>
賛成者	〃	<u>竹之下 一美</u>
賛成者	〃	<u>大浦 さとる</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>蔵屋 保</u>
賛成者	〃	<u>榆田 勉</u>
賛成者	〃	<u>黒木 優一</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>永田 照明</u>
賛成者	〃	<u>児玉 優一</u>
賛成者	〃	<u>杉村 義秀</u>

都城市議会議長 荒神 稔 様

森林・林業政策の財源確保を求める意見書

我が国の森林は、国土の約7割を占め、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止等を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に重要な役割を果たしています。

また、戦後植栽した人工林資源が本格的に利用可能な段階となり、この豊かな森林資源を有効活用することにより、日本の林業を再生し、真の成長産業とすることが大いに期待されています。

これらの機能等を十分に果たすためには、森林の適切な整備・保全を着実に実施する必要があります。

しかしながら、過疎化・高齢化の進行により、担い手が減少し、森林を伐採しても、再造林されない山林が増加した結果、山そのものが荒廃しています。

さらに、本市においては、所有者や境界が不明な森林等が増加し、誤伐や盗伐の事例が発生するなど深刻な状況が続いており、森林資源の循環利用に支障を来し、林業の振興に影響が出ることが懸念されています。

森林整備等を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

以上のことから、下記事項の実現を強く求めるものであります。

記

- 1 森林整備（造林、下刈り、間伐）、担い手確保、木材利用等の推進のための予算を十分に確保すること。
- 2 森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、森林整備等に係る安定財源確保のため、森林環境税（仮称）を早期に創設すること。地方が独自に課税している森林環境税等との関係を整理し、再造林等も用途の対象とするなど、地方の意見を十分踏まえた内容とすること。
- 3 誤伐・盗伐を未然に防ぐには、土地に関する情報を明らかにする必要があることから、地籍調査や森林境界明確化等に要する予算を十分に確保すること。また、盗伐を繰り返す悪質な事業者等について、指導・取り締まりを強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月27日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書案

提出先

内閣総理大臣	内閣官房長官
総務大臣	財務大臣
内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)	内閣府特命担当大臣(地方創生担当)
経済産業大臣	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月27日提出

提出者	都城市議会議員	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>児玉 優一</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>永田 照明</u>
賛成者	〃	<u>西川 洋史</u>
賛成者	〃	<u>音堅 良一</u>
賛成者	〃	<u>榆田 勉</u>
賛成者	〃	<u>下山 隆史</u>
賛成者	〃	<u>蔵屋 保</u>

都城市議会議長 荒神 稔 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

これらに対応する人材確保と、それに見合う地方財政確立は急務であります。社会保障と地方財政に対する歳出削減に向けた議論が加速しています。特に、「トップランナー方式」は、民間委託を前提として地方交付税算定を行うなど、地方財政全体の縮小を目的としたものとなっております。「インセンティブ改革」の名のもとに導入されたこの制度は、地方交付税制度を利用した政策誘導であり、客観的・中立的であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであります。

財政再建のみを目標とした対応は、国民生活に不可欠な公共サービスの提供を困難とし、国民生活と地域経済へ深刻な影響をもたらすものと考えられます。

よって、2018年度の地方財政計画の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すため、下記の対策を講じるよう求めます。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、各自治体における違いを無視した算定を行うものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るため、自治体の新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年9月27日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第7号

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書案

提出先

(衆議院議長	参議院議長
	内閣総理大臣	農林水産大臣

)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月27日提出

提出者	都城市議会議員	<u>畑中 ゆう子</u>
賛成者	〃	<u>永田 照明</u>
賛成者	〃	<u>榆田 勉</u>
賛成者	〃	<u>児玉 優一</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>西川 洋史</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>永山 透</u>

都城市議会議長 荒神 稔 様

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書

不作や災害などの影響による変動はあるものの生産者米価は連年にわたり下落し、生産費を大きく下回った状況で推移しています。

平成27～28年度米は、「飼料用米」の作付増などにより、若干の価格回復が見られるものの実態は「集落営農法人・組織の8割が赤字もしくは収支がぎりぎり均衡」(2017年日本農業新聞景況感調査)に示されているように、担い手層でさえ経営を維持する見通しが立たない価格水準となっています。

平成22年に始まった「農業者個別所得保障制度」は、生産調整の実効性確保と「直接支払交付金(10aあたり15,000円)」により稲作農家の経営を下支えする役割を果たしました。しかし、平成26年度から10aあたり7,500円に半減され、稲作農家の規模拡大意欲が一気に収縮し、離農も加速し、地域がますます疲弊しています。しかも平成30年度米から交付金の廃止が打ち出されており、大規模農家では数百万円も減収するなど、稲作農家の経営の困難に拍車がかかることは避けられません。平成30年からの政府による精査案調整の廃止も、米価の不安定要因になりかねません。

私たちは、今こそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う岩盤対策を行い国民の食糧と地域経済環境と国土を守ることを求めます。

以上の趣旨から米の不足払いなど米の生産費を償う価格下支え制度を確立することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月27日

宮崎県都城市議会